

令和2年第2回(3月)定例会 一般質問

議員名：赤出川 義夫

質問事項1：八坂祭りについて

質問要旨：

400年の歴史を持つ吉川八坂祭りについて市の取組みを伺います。

昨年、いちょう通りから吉川駅までの神輿競演に予算を計上頂きながらも、八坂祭り実行委員会の調整不調により、駅前開催が出来ず観光協会・保1区南東北の自治会をはじめ多くの皆様にご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。今年はオリンピック開催により会場警備の都合で、残念ですがいちょう通りでの神輿の競演は中止となります。

来年に向け、吉川市民の誇りとなるお祭りにするために、吉川市民全体が参加できるような取組みについて考えを伺います。

答弁を求める者：市長・担当部長

---

質問事項2：中川の堤防整備について

質問要旨：

中川左岸、高富1丁目から高久1丁目雨水ポンプ場付近の堤防嵩上げの完成予定を伺います。

中川の堤防に遊歩道に花壇を作るなど、市民の憩いの場となるよう国に要望すべきと考えるがいかかがか。

答弁を求める者：市長・担当部長

---

質問事項3：成年後見制度について

質問要旨：

成年後見制度の利用促進に関する法律(平成28年法律第29号)が定められているが、判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方などの財産や権利を守るために、市の取組みについて伺います。

また近隣市町村の取組み実態について伺います。

答弁を求める者：市長・担当部長

令和2年第2回（3月）定例会 一般質問

担 当：産業振興部商工課 内線2208

議 員 名：赤出川 義夫

質問事項：八坂祭りについて

質問要旨：400年の歴史を持つ吉川八坂祭りについて市の取り組みを伺います。

昨年、いちょう通りから吉川駅までの神輿競演に予算を計上いただきながらも、八坂祭り実行委員会の調整不調により、駅前開催が出来ず観光協会・保1区南東北の自治会をはじめ多くの皆様にご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。今年はオリンピック開催により会場警備の都合で、残念ですがいちょう通りでの神輿の競演は中止となります。

来年に向け、吉川市民の誇りとなるお祭りにするために、吉川市民全体が参加できるような取り組みについて考えを伺います。

口 述 案：

1点目の「八坂祭りについて」でございますが、歴史ある八坂祭りは、市内外に誇れる、吉川を代表するお祭りであり、よしかわ観光協会を通じて支援をさせていただいているところでございます。

令和2年度につきましては、警察と協議を進める中で、オリンピックの開催に伴い、いちょう通りでの神輿競演は行わず、吉川小学校の校庭を会場に神輿競演をする方向で実行員会において進めていると聞いております。

今後に向けた取り組みとしましては、地元から引き続き、神輿競演の吉川駅前開催の要望がございます。八坂祭りは、多くの市民が楽しみにしており、市の魅力発信に大きく寄与するものであり、観光協会をとおして、地元の方々と連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

令和2年第2回(3月)定例会 一般質問

担 当 : 都市整備部河川下水道課 内線2007

議 員 名 : 赤出川 義夫

質問事項 : 中川の堤防整備について

質問要旨 : 中川左岸、高富一丁目から高久一丁目雨水ポンプ場付近の堤防嵩上げの完成予定を伺います。

中川の堤防に遊歩道や花壇を作るなど、市民の憩いの場となるよう国に要望すべきと考えるがいかがか。

口 述 案 :

2点目の「中川の堤防整備」についてのうち、1番目の「中川の堤防嵩上げ工事の完成予定」についてでございますが、高久雨水ポンプ場西側の一部堤防が計画高より低い箇所において、平成30年度に試験盛土を実施し、沈下量などの検証が行われたところでございます。

江戸川河川事務所に確認したところ、当市における工事の着手時期、完成時期は、未定であるとのことですが、昨年10月に襲来した台風19号の大雨により、河川水位が氾濫危険水位を超えたことを踏まえ、早期に堤防の嵩上げ工事に着手されるよう、引き続き、江戸川河川事務所に要望してまいります。

次に、2番目の「堤防が市民の憩いの場となるよう国に要望すべき」についてでございますが、平成30年2月に行った市長キャラバンでは、国土交通省の職員にも参加していただき、河川整備や親水事業に関して、地域の方々と意見交換を行っております。

市といたしましては、そのときにいただいたご意見や、他の自治体の事例などを参考にしながら、市内の堤防嵩上げ工事における動向に注視したうえで、適切な時期に要望してまいりたいと考えております。

令和2年第2回(3月)定例会 一般質問

担 当：健康長寿部長寿支援課 内線1519

議 員 名：赤出川 義夫

質問事項：成年後見制度について

質問要旨：成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が定められているが、判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方などの財産や権利を守るために、市の取組について伺います。  
また、近隣市町の取組の実態について伺います。

口 述 案：

3点目の「成年後見制度について」のうち、「市の取組」についてでございますが、市では、成年後見制度について、広報や市ホームページの掲載や、終活講座において啓発するとともに、窓口や地域包括支援センターにおいて相談支援を行っております。

また、親族が成年後見人の申立てが出来ない場合には、市長が代理で申立てを行っております。その際に発生する申請手数料や鑑定費用、後見人に対して支払う報酬に対する助成を実施してございます。

次に、「近隣市町の取組の実態」につきましては、  
当市と同様に成年後見制度の周知や、市長申し立て等を行っております。

さらに、草加市と越谷市におきましては、成年後見センターを設置し、  
相談・手続き支援、市民後見人の養成などを行っております。

市といたしましても、認知症高齢者が増加していくと予測しておりますので、  
財産管理や契約など自分で実施することが難しい高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、第8期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定において、  
支援体制の整備について検討してまいります。

令和2年第2回（3月）定例会 一般質問

担 当：こども福祉部障がい福祉課 内線1526

議 員 名：赤出川 義夫

質問事項：成年後見制度について

質問要旨：成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が定められているが、判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方などの財産や権利を守るために、市の取組について伺います。  
また近隣市町の取組の実態について伺います。

口 述 案：

3点目の「成年後見制度について」のうち、知的障がい者や精神障がい者の方々に対する市の取組みについてでございますが、障がい者の方々に対しましても基本的に高齢者と同様の対応を行っております。なお、福祉団体と共催する形で成年後見制度の案内も含めた「親亡きあと」の講演会なども開催しているところでございます。